

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

すべてのこどもが夢と希望をもって未来をつくる
こどもまんなか しゅうなん

周南市は、令和5(2023)年5月、こどもを中心に据えた取組を加速化させ、こどもたちが活躍できるまちづくりを進めるとの考えから、「こどもまんなか宣言」を行いました。

こども計画では、この宣言に込めた想いを反映し、「こどもまんなか」を基本方針の軸とします。そして、全てのこどもたちが、それぞれの力を発揮しながら成長することを願い、支える社会の仕組みとして「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの意見を取り入れながら、こどもの施策の充実を図ります。

「夢」と「希望」はこどもたちの思いや願い、そして将来への期待を表します。今を生きる周南市の全てのこどもが主語となり、「夢」と「希望」をもちながら、まちの「未来」をつくる。そして、こどもたちの成長とともに、支える家庭と地域の力が高まる。さらに、家庭と地域の力が高まることで、まちが進化する。この好循環を生み出すための取組を進めてまいります。

「すべてのこどもが夢と希望をもって未来をつくる こどもまんなか しゅうなん」は、周南市に根付く「こどもまんなか」精神を具現化し、実行する意思を表します。

すべてのこどもは地域の宝であり、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在です。こどもの笑顔は地域を元気にし、未来へと繋げる希望です。

こどもが誰一人取り残されることなく、健やかに成長し、さまざまな学びや遊び、体験等を通して生き抜く力を育み、未来のまちの担い手として活躍することを心から願っています。

周南市は、こどもを取り巻く環境に十分に配慮し、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組を地域の真ん中に据えたまちづくりとして、こどもまんなか社会の実現に取り組みます。

《周南市こどもまんなか 5 か条》

1. こどもの自由と権利を守り、安心して暮らせるまちをつくります。
1. こどもの意見や考えを尊重し、こどもの最善の利益を考えます。
1. こどもが学び・体験し、成長できる環境づくりに取り組みます。
1. こどもの夢を応援し、活力と希望に満ちたまちを目指します。
1. こどもが望み、活躍できる未来を地域と共につくります。

2 基本的視点

「基本理念」を実現するために、2つの「基本的視点」に立ち、全ての施策を展開します。

- ◇こども・若者・子育て家庭の視点に立ち、こどもの最善の利益を最優先に、こどもの施策を推進する
- ◇ライフステージに応じた切れ目のない支援と地域における包括的な支援体制の充実を図る

こども・若者は、本市の未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在です。こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立し、自己選択・自己決定・自己実現する権利の主体です。今後のこども施策を実効性の高いものとして推進していくには、当事者であるこども・若者・子育て家庭の意見をしっかりと反映することが必要です。そして、こども・若者の権利を保障し、人格を尊重し、今とこれからの最善の利益を図ることが、本市の将来にとって重要です。

以上を踏まえ、第1の基本的視点として、「こども・若者・子育て家庭の視点に立ち、こどもの最善の利益を最優先に、こどもの施策を推進する」を掲げます。

一方、こども・若者・子育て家庭への支援に関しては、妊娠・出産、子育てといったライフイベントごと、あるいは乳幼児期・学童期・思春期・青年期といったライフステージごとに途切れるのではなく、それぞれの不安・悩みに寄り添いながら一貫して実施していくことが必要です。加えて、多様なニーズに対応するには、行政や教育・保育施設、関係団体、企業、市民など、様々な主体が参画・連携する形で、地域全体で取組を進めていくことが重要です。

以上から、本計画における第2の基本的視点として、「ライフステージに応じた切れ目のない支援と地域における包括的な支援体制の充実を図る」を掲げます。

3 基本目標

「基本理念」の実現に向けて、2つの「基本的視点」を踏まえ、4つの「基本目標」を掲げ、各目標を実現するために具体的な施策に展開して、計画を推進します。

I こども： こどもの生き抜く力を育み、希望する未来を創造する

- ①教育・保育の場における子育ての支援
- ②多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくり
- ③こども・若者の自立の促進

II 家庭： 家庭の育てる力を支え、安心してこどもを産み、育てることのできる環境づくり

- ①妊娠・出産、子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実
- ②親と子の健康づくりの推進
- ③発達支援体制の充実
- ④多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実
- ⑤子育ての負担を軽減する経済的支援

III 特別な配慮： 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭への総合的支援の推進
- ③障害のあるこどもに対する施策の充実
- ④困難を抱えるこども・子育て家庭への支援

IV 地域： こども・子育て家庭を地域で支え合うネットワークづくり

- ①子育ての担い手の育成とネットワークの強化
- ②こどもの安全を守る取組の推進
- ③多様性を尊重する共生社会の推進

4 計画の体系

基本理念
すべてのこどもが夢と希望をもって未来をつくる こどもまんなか しゅうなん
基本的視点
①こども・若者・子育て家庭の視点に立ち、こどもの最善の利益を最優先に、こどもの施策を推進する
②ライフステージに応じた切れ目のない支援と地域における包括的な支援体制の充実を図る

基本目標	施策の展開	主な取組
Ⅰ こどもの生き抜く力を育み、希望する未来を創造する	(1)教育・保育の場における <u>子育て</u> の支援	① 教育・保育環境の充実 ② 生き抜く力・人間性・社会性を育む教育 ③ ICTを活用した教育
	(2)多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくり	① 遊びや体験活動の充実 ② 放課後等のこどもの居場所づくり ③ 文化・スポーツ交流
	(3)こども・若者の自立の促進	① 奨学金・就学支援 ② 就労支援・雇用の創出 ③ ライフデザイン支援 ④ 社会参画
Ⅱ 家庭の育てる力を支え、安心してこどもを産み、育てることのできる環境づくり	(1)妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実	① 相談支援体制の強化 ② 産前産後のサポート ③ 地域の子育て支援活動
	(2)親と子の健康づくりの推進	① 健康診査・予防接種・虫歯予防・保健指導
	(3)発達支援体制の充実	① 相談支援体制の強化・受け皿の確保
	(4)多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実	① 預かり体制の整備と幼児教育・保育の質の向上
	(5)子育ての負担を軽減する経済的支援	① 全てのこども・子育て家庭への支援 ② 就園・就学支援

基本目標	施策の展開	主な取組
Ⅲ 特別な配慮を必要とする こどもや家庭への支援の充実	(1) 児童虐待防止対策の充実	① 児童虐待の未然防止のための相談支援体制の充実・連携強化
	(2) ひとり親家庭への総合的支援の推進	① 経済的自立と生活の安定を図る取組
	(3) 障害のあるこどもに対する施策の充実	① 障害のあるこどもへの支援の充実 ② 医療的ケアが必要なこどもへの支援の充実
	(4) 困難を抱えるこども・子育て家庭への支援	① 生活困窮世帯への支援 ② 学習の保障 ③ 安心して過ごせる居場所の提供とサポートの充実 ④ ヤングケアラーやひきこもり等、困難な状況にある若者への支援
Ⅳ こども・子育て家庭を 地域で支え合う ネットワークづくり	(1) 子育ての担い手の育成とネットワークの強化	① 多種多様な居場所づくり・ネットワークづくり
	(2) こどもの安全を守る取組の推進	① 交通安全・防犯・防災・ネットトラブル予防・自殺対策
	(3) 多様性を尊重する共生社会の推進	① 職場・地域・家庭での「共働き・共育て」の推進